

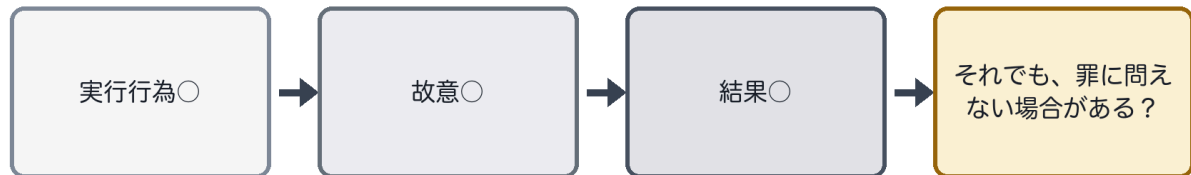
#14 因果関係の意義と条件関係

第3章 因果関係 ①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 実行行為も、故意も、結果もある。それでも、罪に問えないことがある

論文の骨格

3つとも揃っているのに、それでも？



3つが全部揃っていても、罪に問えないことがある

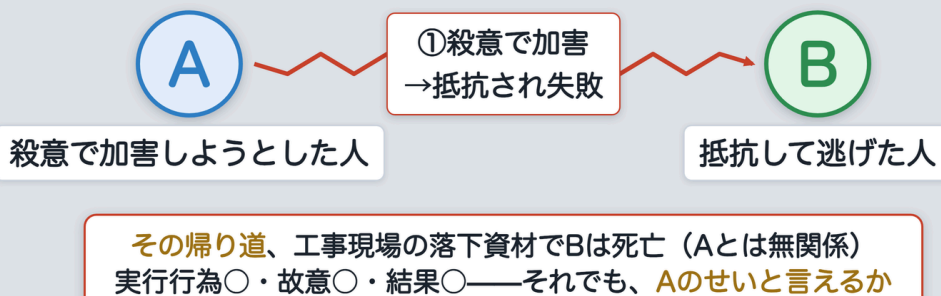
図：3つとも揃っているのに、それでも？

不作為も、間接正犯も、あの章で答えを出しました。今日からは、その先へ進みます。実行行為は、決まりました。では、結果に責任を負うと言うには、まだ何が要るでしょうか？そう思いますよね。でも、この3つが全部揃っていても、罪に問えないことがあります。今日は、そこをほどこいていきます。まず、具体的な場面を1つ見てください。

2 因果関係の意義——結果を、行為者のせいにしてよいかの絞り

短答・論文共通

Aがしたことと、Bに起きたこと



図：Aがしたことと、Bに起きたこと

Aは、殺意でBに危害を加えようとしてしました。でも抵抗されて、Bは無傷で逃げています。ところが、その帰り道です。Bは、工事現場から落下してきた資材に当たって、死亡してしまいました。Aから見れば、実行行為はした、殺意もあった、そしてBは死んでいる。でも、Bの死は、Aの行為から生まれたものではありません。その直感が、今日の出発点です。この直感を、法律の言葉にすると何と呼ぶか。実行行為と結果のあいだに、**つながり**が要ります。これを**因果関係**と呼びます。結果を、行為者のせいにしてよいかを絞る道具、と言ってもいいです。因果関係が無ければ、結果は行為者のせいにはなりません。

なお、この絞りは**2段構え**になっています。今日扱うのは1段目、**条件関係**です。2段目もあります。**相当因果関係**、あるいは**危険の現実化**と呼ばれる絞りです。中身は、次回に回します。もう1つ、覚えておいてほしいことがあります。因果関係が問題になるのは、結果の発生が要る犯罪——**結果犯**だけです。行為さえあれば成立する**挙動犯**には、そもそも出番がありません。今日から、その道具を実戦で使っていきます。

欠けているのは、つながりだけ

実行行為○・故意○・結果○
3つとも、揃っている——欠けているのは、因果関係だけ

結果に対する責任は負わない

未遂として責任を負う

・殺人未遂罪が成立

図：欠けているのは、つながりだけ

そこが、多くの人が最初に間違えるところです。**無罪ではありません**。実行行為はある。故意もある。欠けているのは、**因果関係だけ**です。つまり、**既遂にはならない**というだけです。既遂にならないということは、**未遂**です。Aには、**殺人未遂罪**が成立します。数字で見てください。まず、既遂の場合の条文です。

条文 刑法199条（c2-1で既出）

刑法199条（殺人）

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

殺人罪の法定刑は、死刑か無期、それでなければ**5年以上**の拘禁刑です。では、未遂のほうです。

条文 刑法203条

刑法203条（未遂罪）

第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

この条文だけでは、刑の重さが分かりません。未遂の刑を定める条文と、セットで読みます。

条文 刑法43条（c2-3で既出）

刑法43条（未遂減免）

犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、**その刑を減輕することができる**。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

前に見た条文です。ここで効くのは前半、「**その刑を減輕することができる**」の部分です。必ず減るわけではなく、**減らせる**という任意的な減輕です。「因果関係が無い」と判断されても、殺人罪の枠から出るわけではありません。203条が、その未遂を罰しているからです。変わるのは、刑を減輕できる余地が生まれるかどうか、それだけです。だから「つながりがあるか」の一言は、有罪か無罪かではなく、どの重さで問われるかを、動かすんです。「**因果関係の一言**」で、**刑が大きく動く**。これが、この回に時間を使う理由です。ただし、未遂が成立する要件そのもの——実行の着手がいつ認められるか——は、別の回で扱います。

では、その"つながり"をどう測るか、道具を渡します。

つながりを測る、最初の道具

- あれなければ、これなし
- = 実行行為が無かったなら、結果も無かったと言えるか
- この公式には、3つの難所がある

図：つながりを測る、最初の道具

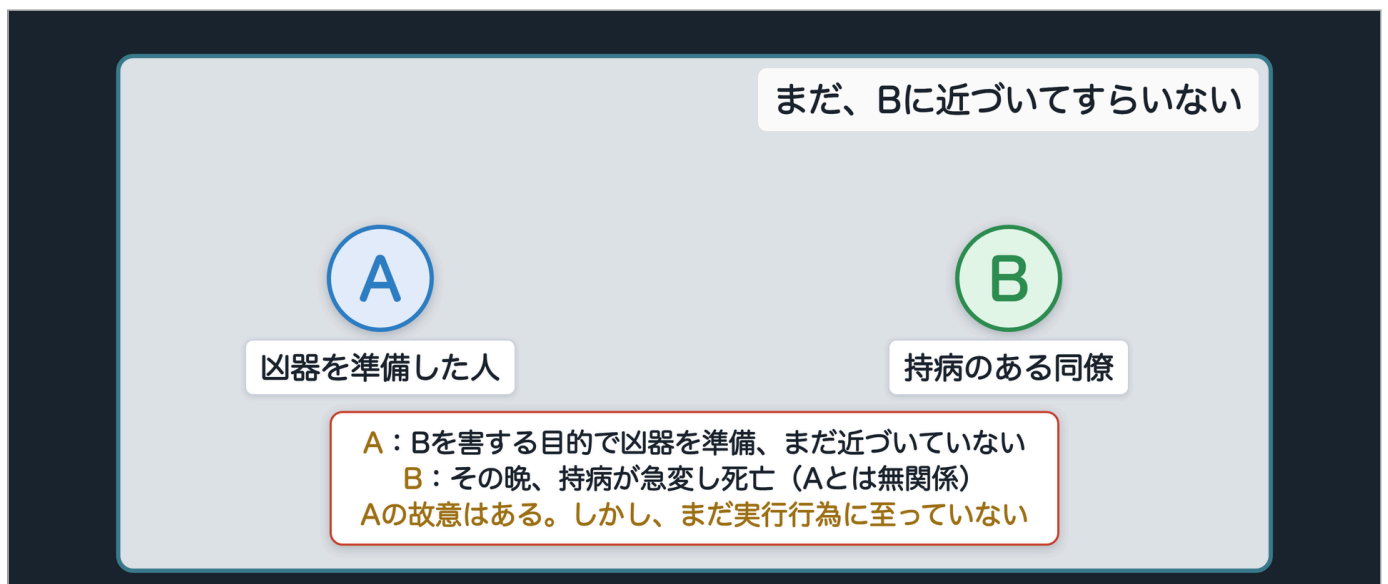
因果関係の1段階目、条件関係の考え方は、**引き算の思考実験**です。「あれなければこれなし」。実行行為が無かったなら、結果も無かったと言えるか、を問います。

★ **論文で書く規範**：条件関係の意義 実行行為と結果のあいだに、「あれなければこれなし」の関係が認められること（規範（通説で立てる））

Aの実行行為を取り除いても、Bは資材に当たって死んでいます。取り除いても、結果は変わりません。だから、条件関係は否定されます。単純な例なら、これで済みます。「あれ」とは何を指すのか、「これ」とは何を指すのか。そして、引き算のやり方そのもの。この公式には、**3つの難所**があります。1つずつ、見ていきましょう。

5 1つ目の難所——「あれ」は、実行行為でなければならない

短答・論文共通

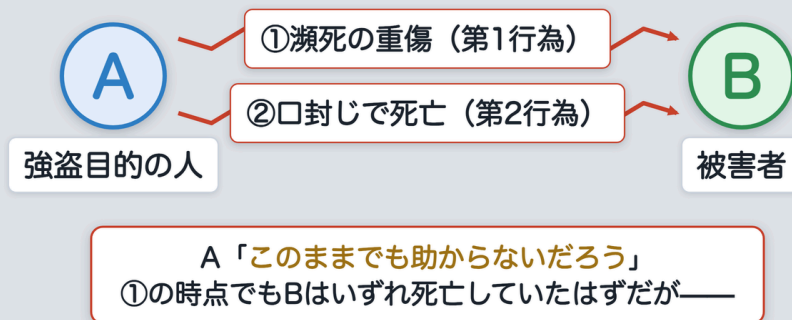


図：まだ、Bに近づいてすらいない

別の場面を見てください。Aは、同僚のBを害するつもりで、凶器を職場のロッカーに準備しました。まだ、Bに近づいてすらいません。その晩、Bは持病が急変し、搬送される前に亡くなりました。1つ、確かめさせてください。この行為者の準備は、**実行行為**と言えるでしょうか？そこで、以前渡した定義を思い出してください。実行行為とは何でしたか。**特定の構成要件に該当する法益侵害の現実的危険性を有する行為**、でした。準備段階の行為は、この**現実的な危険性**を、まだ持っていません。そして、「あれ」に当たるのは、**実行行為**でなければなりません。「あれなければこれなし」を問う前に、話が終わっているんです。**条件関係の出番が、そもそも来ません**。

これが、1つ目の難所です。なお、予備罪や実行の着手そのものの細かい線引きは、別の回で扱います。

どうせ、というだけでは終わらない



図：どうせ、というだけでは終わらない

もう1つの場面です。Aは強盗目的で、Bに暴行を加え、瀕死の重傷を負わせました。これが第1行為です。そこでAは、こう考えます。「このままでも助からないだろう。それなら口封じのために」。そして、別の行為で、確実にBを死亡させました。これが第2行為です。ここで、Aがこう主張したとします。「第2行為が無くても、Bはいずれ死亡していたはずだ」。一見、成り立ちそうな主張に聞こえます。でも、これを認めると、困ったことが起きます。「結果」を抽象的に「死」とだけ捉えようと、人はいつか必ず死にます。だから、「これ」は結果一般ではなく、**現に発生した具体的な結果**として見ます。

いつ・どのように死んだか、まで込みで「その結果」を特定する、ということです。第2行為が無ければ、Bは**その時点で**死んではいません。だから、条件関係は認められます。実際に、同じ形の事件で、最高裁がこの考え方を示しています。

判例 最高裁判所 決定（刑集32巻2号381頁）

最決昭和53年3月22日——先行する行為で瀕死の重傷を負わせた後、別の行為で死亡させた事案 Aは、先行する行為でBに瀕死の重傷を負わせた後、後行する行為でBを死亡させた。「後行する行為がなくても、Bはいずれ死亡していたはずだ」という主張は退けられ、後行する行為とBの死亡との間に条件関係が認められた。（事案の骨子と結論。判決文の引用ではない）

決め手は、結果を**具体的に**見るということです。抽象的な結果では、絞りになりません。なお、「どこまで早めたら結果が変わるのか」という、より細かい限界の問題があります。そこは、この回では踏み込みません。**絞りの2段目**が、まさにそこを扱います。

7 3つ目の難所——付加の禁止

短答・論文共通

引く以外のことを、してはいけない

難所ア＝何を引くか

難所ウ＝引く以外はしない

引いてよいのは**実行行為だけ**

現実に無かった**事実**を、勝手に足してはいけない

引き算の対象と、引き算の範囲

図：引く以外のことを、してはいけない

もう1つ、逆方向の落とし穴があります。Aは、老朽化した設備を悪用して、X社の重要データを消去しました。ところがAは、こう弁解します。「自分が消さなくても、その設備は今にも故障して、データは失われる寸前だった」。でも、**現実には**、その設備は故障していませんでした。「あれなければこれなし」を検討するとき、引いてよいのは**実行行為**だけです。**引く以外のこと**——現実には無かった事実を、勝手に足してはいけません。足してよいことにすると、困ったことが起きます。**現実にはやっていない**別の原因のせいにできてしまうんです。

全員が「別の何かがやったはず」で逃げられる。**処罰の空白**ができてしまいます。難所アが「何を引くか」の話なら、難所ウは「**引く以外はしない**」という話です。1対のものとして、持ち帰ってください。

8 3つの難所を、1つの手順にまとめ直す

論文の骨格

引き算の、4つの手順

手順	やること	対応する難所
①	実行行為を特定する	難所ア
②	その行為だけを現実から取り除く	難所ウ
③	残った世界で、現に発生したその結果が起きるか問う	難所イ
④	起きないなら、条件関係あり	—

難所を見た順（ア→イ→ウ）と、手順の順（①→②→③）は違う

図：引き算の、4つの手順

ここまで見た3つの難所を、1つの手順として、まとめ直します。3つの難所は、それぞれ手順のどこで起きていたのか。まず、①実行行為を特定する。ここが、難所アでした。次に、②その行為**だけ**を現実から取り除く。ここが、難所ウです。ここで注意してほしいのは、**難所を見た順番と、手順の順番は違う**ということです。③残った世界で、現に発生したその結果が起きるかを問う。ここが、難所イでした。そして、④起きないなら、条件関係あり。ここには、対応する難所はありません。では、さっきのデータ消去の場面を、この4ステップに通してみましょう。

①実行行為を特定する。Aがデータを消去した行為です。②その行為だけを取り除く。「設備が故障していたはず」は、足しません。

③残った世界で、そのデータが、あのととき失われたか。④起きない。だから、条件関係あり、です。この4ステップを持ち歩けば、どんな事例が来ても、迷わず引き算ができます。ここまでが、**原則の形**です。ここから先は、この手順が**形を変える場面**、あるいは**壊れる場面**を見ていきます。

9 特殊型①——不作為犯だけ、公式が裏返る

短答・論文共通

引くべき行為が、そもそも無い

	公式	考え方
原則（作為犯）	あればこれなし	実行行為を取り除いて考える
例外（不作為犯）	あればこれなし	作為があったと仮に足して考える

不作為には、引くべき行為がそもそも無い

図：引くべき行為が、そもそも無い

まず1つ目、**不真正不作為犯**の因果関係です。作為の形で書かれた条文を、不作為で実現する型でしたね。不作為犯だけ、この公式が**裏返り**ます。**あれ、あればこれなし**。作為が**あったなら**、結果は発生しなかった、と仮定的に足して考えます。考えてみてください。不作為には、**引くべき行為がそもそも無い**んです。何もしていないんですから。引き算ができない以上、**足し算で測るしかない**んです。立証が、とても難しくなります。実際、こんな事件がありました。

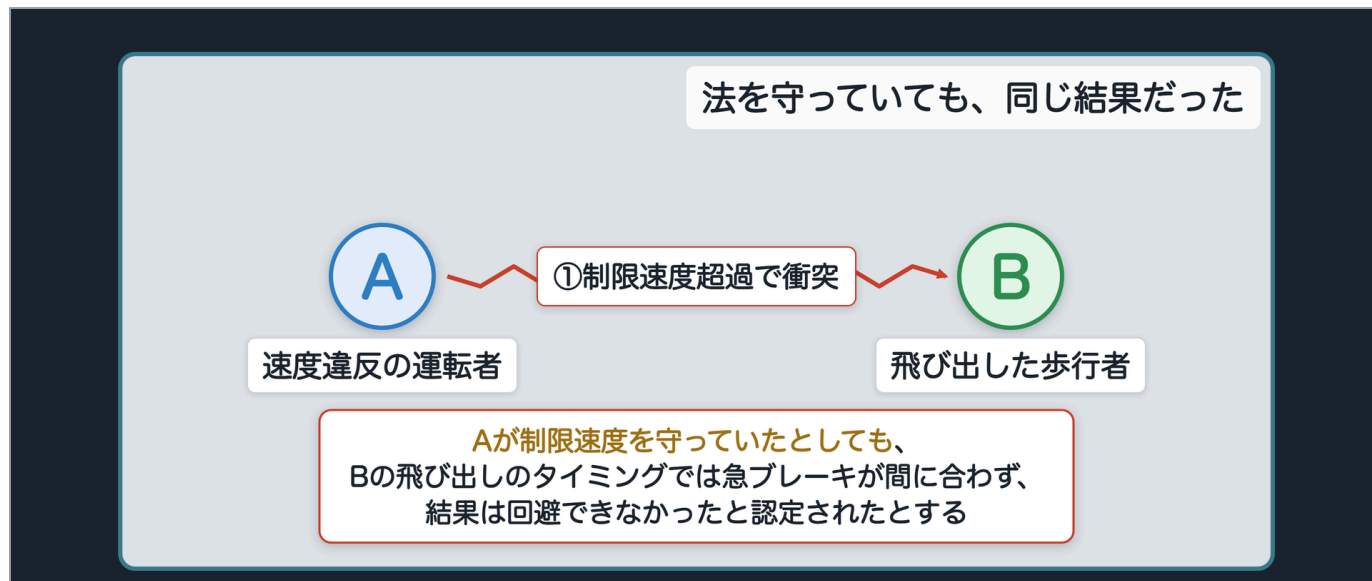
判例 最高裁判所 第三小法廷 決定（刑集43巻13号879頁）

最決平成1年12月15日——注射後に容体が急変した被害者を、救急医療を要請せず放置した事案 原判決の認定によれば、直ちに救急医療を要請していれば十中八九救命が可能であった。最高裁は、そうすると救命は**合理的な疑いを越える程度に確実**であったと認められるとして、放置行為と死亡結果との間に**刑法上の因果関係**があると認めた。（事案の骨子。判決文そのものの引用ではない）

では、「十中八九」というのは、誰の言葉なのか。そこが、今回の核心です。これは**原判決が認定した事実**の言葉です。最高裁自身が置いた物差しは、別にあります。「**合理的な疑いを越える程度に確実**」。これが、最高裁の基準です。だから、「判例が十中八九説を採った」とは言えません。最高裁は、その基準を満たすとして、**刑法上の因果関係を認め**ました。そこが、この決定の効きどころです。「**絶対に助かった**」まで示す必要は無い、ということです。だから教材は、**十中八九でよいと解しているようである**、と書きます。答案でも、**判例が数値の基準を立てた、とは書かない**でください。

10 特殊型②——合義務的な択一的挙動は、条件関係の"手前"で切れる

論文の骨格



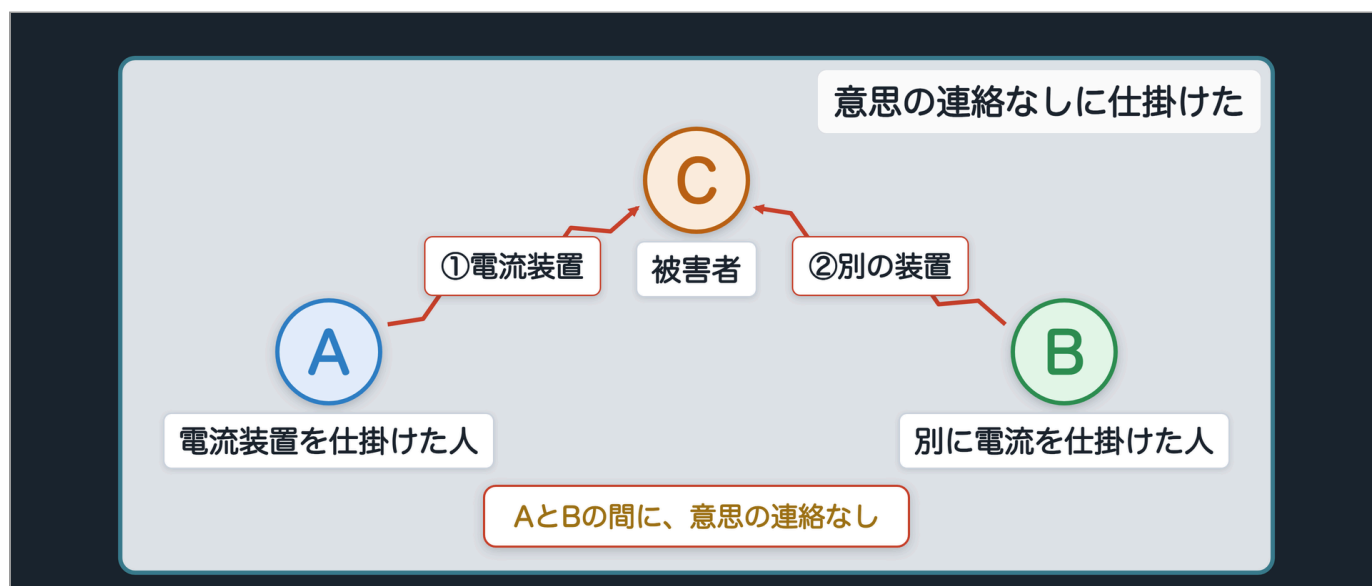
図：法を守っていても、同じ結果だった

もう1つの特殊型です。Aは、制限速度を大きく超える速度で走行中、突然飛び出してきたBをはねてしまいました。ところが、こう認定されたとします。Aが制限速度を守っていたとしても、Bの飛び出しのタイミングでは急ブレーキは間に合わなかった。ここで、「条件関係が否定される」と考えたいと思いますが、それは違います。過失の定義を渡した回で、2つに分けて見ましたね。**予見可能性を前提とした、結果回避義務に違反する行為**、でした。2つで1組——「うっかり」には縮めない、とも申し上げました。そこで大事なのが、過失は**行為の話**だ、という点です。過失犯では、**結果回避義務に違反した行為そのもの**が、実行行為に当たります。

ところが、**回避できない結果**に、回避すべき義務は立ちません。義務が立たなければ、それに違反した行為も、ありません。だから、**結果を回避できる可能性が無い以上——過失犯としての実行行為性を欠く**んです。そこで、さっきの難所Aを思い出してください。実行行為が無ければ、条件関係の出番は来ません。この形を、**合義務的な択一的挙動**と呼びます。**合義務的代替行為**と呼ぶ教材もあります。中身は同じです。ここでは、合義務的な択一的挙動という呼び方に統一します。なお、この処理には争いもありますが、その理屈そのものは、過失の回で正面から扱います。

11 特殊型③④——重疊的因果関係と択一的競合は、セットで理解する

論文の骨格



図：意思の連絡なしに、それぞれが仕掛けた

最後の特殊型です。AとBが、意思の連絡なしに、それぞれ独立に、Cが握る手すりに電流を流す装置を仕掛けました。ここで2つの場合を考えます。まず、**各自の電流が、単独では致死量に届かない強さ**だった場合です。合わさって、致死量に達しました。これを**重疊的因果関係**と呼びます。

重畳と択一的競合——分かれ目は致死量

	各自の電流	条件関係
重畳的因果関係	致死量未満 合わさって致死量	争いなく肯定
択一的競合	単独で致死量 に達する強さ	機械的に当てはめると双方とも否定

弱い電流の2人は肯定、より危険な2人は否定される——不均衡

図：重畳と択一的競合——分かれ目は致死量

この場合、条件関係は争いなく肯定されます。AかBか、どちらか一方を引けば、致死量に届きません。では、次です。各自の電流が、それぞれ単独で致死量に達する強さだった場合。これを択一的競合と呼びます。ここで、機械的に公式を当てはめるとどうなるか、考えてみてください。「あれ（A）が無くてこれ（死）はある」。Bについても、同じことが言えます。ここで、大事な不均衡が生まれます。弱い電流を仕掛けた2人——さっきの重畳の場合——は、条件関係が肯定されます。なのに、強い電流を仕掛けた、より危険な2人は、条件関係が否定される。

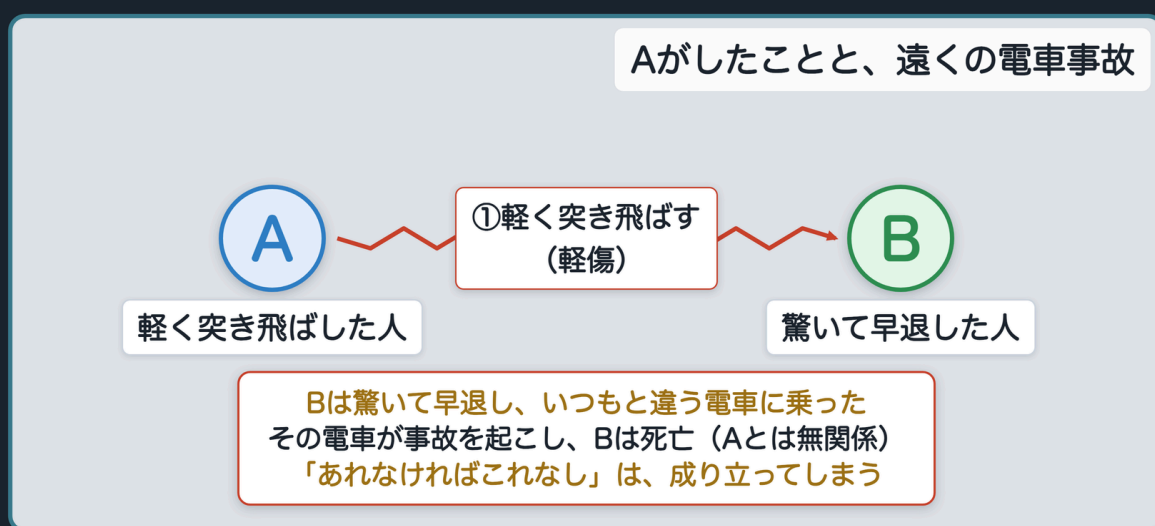
だから、これはそのままにはできません。修正が要ります。なお、AとBがお互いに示し合わせていた場合は、当然に条件関係が肯定されます。ここは先に片づきます。この場合の処理として、AとBの行為を一括して除去して検討する考え方があります。

★ 論文で書く規範：択一的競合の処理——一括除去 各自が単独で致死量に達する場合は、A・B双方の行為をまとめて取り除いて検討する。なお結果が生じると言えれば、そこに「あれなければこれなし」の関係が認められる（規範（通説で立てる））

まとめて引けば、電流はゼロになり、Cは死亡しません。だから、条件関係が肯定されます。なお、別の道から同じ結論に届く考え方も、名前だけ触れておきます。公式そのものを、条件関係を判断するための補助的な道具と位置づけ直す立場です。その行為の作用によって結果が発生したと言えるかを、直接に問います。こういう考え方を、合法的な条件説と呼びます。どちらが正しいと、ここで決めることはしません。同じ結論に、別の道で届く考え方がある、とだけ覚えておいてください。

12 条件関係だけでは、まだ広すぎる

論文の骨格



図：Aがしたことと、遠くの電車事故

最後に、今日の道具の限界を見ておきます。Aが、Bを軽く突き飛ばして、軽いケガをさせたとします。Bは驚いて、その日は仕事を早退し、いつもと違う電車に乗りました。その電車が、事故を起こし、Bは死亡してしまいました。「あれなければこれなし」を、機械的に当てはめてみましょう。Aが突き飛ばさなければ、Bはこの電車に乗らなかった。条件関係だけを見ると、成り立ってしまいます。「あれなければこれなし」は、因果の鎖をどこまでも遡ってしまいます。条件関係は、必要条件であって、十分条件ではありません。通っただけでは、まだ足りないんです。

相当因果関係、あるいは危険の現実化と呼ばれる、2段目の絞りです。今日は、「なぜそれが要るか」という問いだけ、持ち帰ってください。

今日、持ち帰るもの

|手順——引き算の4ステップ

- ①実行行為の特定
- ②取り除く（付加の禁止）
- ③現に発生した結果を問う
- ④起きなければ、条件関係あり

|4つの特殊型——公式との距離

- **不作為犯**——公式が裏返る
- **合義務的な択一的挙動**——公式の手前で切れる
- **重疊的因果関係**——公式がそのまま効く
- **択一的競合**——公式が壊れる

※ 条件関係は**必要条件**。**十分条件ではない**

図：今日、持ち帰るもの

今日の内容を、まとめます。条件関係は、**あればこれなし**という引き算の思考実験でした。①実行行為を特定する。②その行為だけを取り除く。③現に発生した結果が起きるか問う。④起きなければ条件関係あり。そして、その手順が**形を変える・壊れる**4つの場面がありました。不作為犯だけ、公式が**裏返り**ます。合義務的な択一的挙動は、公式の**手前**で切れます。重疊的因果関係は、公式が**そのまま**効きます。択一的競合は、公式が**壊れ**、一括除去で修正します。そして、いちばん大事なことを、もう一度。因果関係が無くても、**無罪にはなりません**。そして、条件関係を通っても、それだけではまだ足りません。なぜなら、引き算はどこまでも遡ってしまうからです。だから、2段目の絞りが必要です。今日は、ここまでにしましょう。